

「新しい公共」推進会議 議事録

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)

「新しい公共」推進会議 議事次第

日 時：平成 24 年 1 月 12 日（木）13:00～14:01

場 所：内閣総理大臣官邸 4 階大会議室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 「新しい公共」推進会議の検討課題等
- (2) 「新しい公共」に係る政府の取組
- (3) 意見交換

3. 閉 会

○園田内閣府大臣政務官 それでは、定刻になりましたので、ただいまより「新しい公共」推進会議を開催いたします。

野田内閣における第1回目の会議ということでございまして、今回からメンバーも新しくなりました。新しいメンバーで後ほど新たに座長を選出いただくこととなりますが、それまでの間は「新しい公共」担当の政務官を務めさせていただいております私が進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は民主党に設置されました「新しい公共」推進会議の松井孝治議長代行、辻元副議長、逢坂事務局長にも御出席をいただいております。

なお、新浪委員は所用により御欠席となっております。

官房長官、長浜副長官におかれましても、所用のため少し遅れられるということでございます。

総理も所用のため30分程度遅れて御出席の予定でございます。

それでは、まず開会に当たりまして蓮舫大臣からごあいさつをいただき、今後の「新しい公共」推進会議の検討課題等についても併せて御説明をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○蓮舫内閣府特命担当大臣 「新しい公共」担当の蓮舫でございます。

これまでも非常に闊達な御議論、有益な御提案、御提言をいただきまして、既に関連法改正も実現をして「新しい公共」はもう動き始めております。そこで改めて野田総理の下で「新しい公共」のこの会議を開き、そして党からも強力な御協力をいただくことによって、更に定着、広めて進化をさせていきたいと改めてお願いを申し上げます。

これまでの官民という二元論だけではなくて、特に東日本大震災発災以降、その間にある「新しい公共」の役割、そしてその重要性は日本の中で、社会の中で広がってきていることと思います。是非その部分の取組みを一過性のものにするのではなくて、継続的なもの、そしてそこに新しい若い子たちや、あるいは団塊の世代で御勇退をする方たち、さまざまな世代、男性女性問わず参加できる活動体に是非していきたいと、私自身も力強く思っているところでございます。

今日は検討課題を幾つか皆様方に御提案をして、御議論をいただこうと思っております。

鳩山元総理の下で「新しい公共」円卓会議を開催しておりました。

菅前総理の下では「新しい公共」推進会議。この場所では市民公益税制の拡充を始めとする制度整備を中心に取り組んでまいりました。その結果、23年度税制改革で大幅に市民公益税制が拡充。制度整備におきましては一定の成果を得てまいりました。

そこで、この制度整備から実行へという大きな舞台に移りたいと思っております。こうした成果をもとに、実際にどういう担い手の方たちが、地域でどういう活動を幅広く行っているのかを後押ししていくという活動に、是非重点化をしていければとお願いを申し上げます。

金子座長とも話をさせていただいたんですけれども、最も身近なところで変わったと思

われているのが、恐らくやはり保育であるとか、地域のスポーツ支援であるとか、まさに生活に根付いた本当に身近なところで、こういうサービスを提供してくれる「新しい公共」を実感していただけるのを、私は個人的に後押ししていきたいとも考えております。

具体的な検討課題を資料2にお示しをいたしておりますが、新たな寄附税制や改正 NPO 法の円滑な施行・周知。

「新しい公共」の担い手による実際の活動の広がり状態の確認、その広がりを制約している条件がある場合には、それをどうやって是正していくかという検討。

これまでの円卓会議や推進会議の提案に対する政府の対応。これはしっかりとフォローアップをしていきたいと考えています。

全国における活動事例の情報発信。1か所、1地域で終わらせるのではなくて、やはり横に広げていくことも是非取り組んでいければと考えております。

これまで「新しい公共」の重要な担い手の1つとして取り上げてきた NPO、どうしても NPO に特化する向きがあるのが事実なんです、他方で公益法人、学校法人、社会福祉法人なども重要な担い手であります。それ以外にもこうした非営利組織のみならず、企業が果たす役割というものも私は大きいと思っております。

こうした観点から今回新たな体制において、各分野を代表する方々に推進会議のメンバーとして御参画をいただいたところでございます。本当に御快諾をいただいたことに心から感謝を申し上げ、皆様方の貴重な時間をいただいた以上の成果を政府としてはしっかり後押ししていきたいということを、私からあいさつと代えさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○園田内閣府大臣政務官 ありがとうございます。

次に、座長の選出を行っていただきたいと思っております。会議の座長は互選により決定することとなっておりますので、この場でどなたか御推薦をいただければと思っておりますが、ございますでしょうか。

○早瀬委員 大阪ボランティア協会の早瀬と申します。

円卓会議、更には前期の推進会議のころから座長を務めていただいております金子委員に、引き続き座長をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○園田内閣府大臣政務官 御異議がないようでございますので、金子委員に座長をお願いしたいと思います。

金子座長に席をお移りいただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。今後の議事進行についても併せてお願いを申し上げます。

(金子座長、座長席へ移動)

○金子座長 それでは、シナリオどおり私を座長に指名していただきまして、ありがとうございました。

最初、2分ほど私の方からごあいさつさせていただきたいと思っております。

昨年度、年末に石巻から大学の方に2人ゲストをお呼びして、学生と一緒にお話を聞きました。山田洋子という方と高橋誠さんという方で、石巻の渡波小学校というすごく大きい避難所です。2人は普通の市民で、山田さんのお兄さんが高橋さんの同級生だったというつながりで、そこで初めて会ったらしいんですけども、両者被災していて、いろいろ来てはいただいたんですが、実際にはできない。自衛隊とかさまざまな方、避難の人たちの協力を得ながら、非常に見事に切盛りをしたということです。

このように山田さんとか高橋さんのような「新しい公共」の担い手、先ほど蓮舫大臣もおっしゃったように、全国で出現していると思います。また、若い人、リタイアした人たちが「新しい公共」ということを意識して、ほかの人のために、社会のためにすることは自分の力にもなるということを実感しているのではないかと思います。

「新しい公共」はこれまで、ちょっと自画自賛になる点もありますけれども、先ほど大臣がおっしゃったように寄附税制などについては、比較的是っきりとした成果が上がっております。

ただ、寄附税制はNPOを支援するための制度では決してなくて、市民に新しい選択肢を提供する。これは鳩山元総理の言った言葉ですけども、そういう観点が一番いいのかなと思っておりますが、一定の成果は上がりましたけれども、まだまだこれからということで、ちょっとこの間、少しスモールサンプルのネットのアンケートを見ましたら、寄附税制のことを知らないという人が84%もありました。これはしょうがないですね。一方で少し大きなアンケートですと、寄附先についていろんなことがわかれば寄附をしたいという人が、実は70%いらっしゃるということです。

実際の義援金も阪神・淡路のときと比べると適当ではないですけども、今のところ2倍近く集まっている。なかなか市民までいかないという批判もありますが、それとともに支援金という制度が今度できました。実際に中間NPOが寄附を受け取って、それを現地で活躍する非営利組織などに分配する。これも実は私の学生が試算しますと150~200億ぐらいまで計算できました。これは義援金に比べると少ないんですけども、でも結構皆さん寄附をするんだなと思っています。

しかし、例えば先ほどの渡波の小学校にずっと泊まり込んで支援しているキャンパスというすばらしい、これはNPOでもなくて任意団体なんですけれども、全国からの看護師さんとか療養士なんか5,000人ぐらい来ているんですが、ここは実は今、非常に資金不足でもってどうしようかということ。要するにたくさんの資金は集まりつつありますけれども、それがきちんと届いていないということもあると思います。

それから、NPOとか非営利組織ばかりではなくて、例えば北城さんが前から御提案の起業することに対する支援というものに使えないのか。また、これも私は前回申し上げたんですけども、ミュージックセキュリティーズというファンド会社なんですけども、被災地の被災した企業、二重ローンを抱えているようなところ、小さなところ、ふかひれをやっていたりサンマをやっていたりというところでも5億2,000万円のファンド、これは半分フ

アンドで半分寄附なんですけれども、この寄附に対して例えば税額控除が適用できないかという、これはできないということです、これから大臣のおっしゃるように制度から実行に、身近なところに成果を上げるということとともに、党の皆様方の協力も得ながら、更に関連の法制度ないし運用ということもここでもって詰めていければと思います。

ということで、私はあとは黙りますので、タイムキーパーだけになりますので、よろしくをお願いします。

まず、会議の運営要領について確認させていただきたいと思います。お手元の資料3にございますけれども、この会議は結構恐ろしい会議で、インターネット配信ですべて公開されています。資料も全部ネットに上がります。内閣府のホームページで公開させていただきたいと思いますので、御確認いただければと思います。

今日は1時間の会議ですので少し早口になって済みませんが、次に園田政務官の方から「新しい公共」に係る政府の取組みについて。

ちょっと5秒だけ、この「新しい公共」の提案の取組みは、政府はどうしたかというチェックをこれまでずっとやってきました。これは非常に大切なことではないかと思いますので、そのことを踏まえましてよろしくお願ひしたいと思います。

○園田内閣府大臣政務官 それでは、私から「新しい公共」に係る政府の取組みについて御説明をさせていただきます。資料4をごらんいただきたいと存じます。

資料4は「新しい公共」に係る政府の取組みといたしまして、「新しい公共」円卓会議、そして「新しい公共」推進会議の御提案を受けた政府の対応のフォローアップ、そして新たな寄附税制の活用状況、そして新しい公共支援事業の進捗状況をとりまとめたものでございます。

最初に政府の対応のフォローアップといたしまして、平成24年度政府予算案、平成24年度税制改正大綱案におけます政府の取組み状況を御説明いたします。

2ページ、3ページにその概要が、代表的なものが載っております。

2ページ、平成22年6月に「新しい公共」円卓会議から、政府の取組み全般について包括的に御提案をいただいていたところでございます。この提案に対しまして政府の取組み状況について御説明をさせていただきます。

寄附税制の見直しでございます。左の一番上でございますが、認定NPO法人と一定の要件を満たした公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人への寄附金について、税額控除を導入するとともに、絶対値基準の導入など、NPO法人の認定基準の緩和や仮認定制度の創設等を行ってまいりました。

そのほかにも各省庁においてNPO等の活用基盤整備や、NPO、地方公共団体、企業等の協働に対する支援など、ソーシャルキャピタル育成の支援や被災地での復興支援型事業を通じた起業支援など、社会的活動を担う人材の育成等に取り組んでまいったところがございます。

また、まちづくり計画の策定等、民間主導のまちづくりの支援でありますとか、あるいは

は PFI の対象施設の拡大、民間事業者による提案制度、公共施設等の運営権の導入等を内容とします PFI 法の改正によって、民間資金の活用促進等を通じまして、行政と市民セクター等との関係の再編成を図るとともに、被災地におけるソーシャルビジネスのノウハウ移転等、企業の公共性や社会性に目を向けた経営支援を行うこととしているところでございます。

3 ページ、これは昨年 7 月でございますが、「新しい公共」推進会議からいただいた 3 つの提言を受けまして、市民のニーズに適切に応えるための政府と市民セクターとの関係の在り方に関する普及啓発。先ほど座長からも、まだまだ足りていないという御指摘をいただいておりますけれども、その普及啓発。あるいは情報開示、発信基盤としての NPO 法人のポータルサイトの整備、被災地の復旧・復興活動において「新しい公共」の力が最大限に発揮されるための取組みという、個別の論点についての対応状況をまとめさせていただいております。

政府と市民セクターとの関係の在り方の見直しといたしまして、多様な担い手の参画や適切な公契約の実施など、「新しい公共」推進会議の提案の実現に向けて、政府内のみならず、地方公共団体に対しましてもこれまで働きかけを行ってきたところでございます。

2 つ目でございますが、情報開示・発信基盤の整備の推進。こういった NPO 法人に関する閲覧情報のインターネット開示でありますとか、基本情報の提供体制の整備といった論点を踏まえまして、NPO 法人の情報開示・発信基盤としての NPO 法人ポータルサイトを平成 24 年度当初から稼働できるように今、準備を進めている状況でございます。

3 つ目でございますが、この「新しい公共」による被災者支援活動等に対する後押しということで、「新しい公共」による被災者支援活動等を行うという形で指定寄附金の指定を通じまして、被災者支援活動を行う認定 NPO 法人でありますとか、あるいは公益法人などの支援を行っているほか、新しい公共支援事業を通じまして被災地における支援拠点の整備あるいはまちづくり支援など、「新しい公共」の担い手による取組みを支援しているという形で、内閣府、財務省、国交省それぞれにおいて今、取組みを進めているところでございます。

なお、政府の対応の詳細な資料は、お手元の参考資料 1 にとりまとめをさせていただいておりますので、後ほどごらんをいただければと思います。

5 ページからは、新たな寄附税制の活用状況について御説明を申し上げます。

5 ページ、認定 NPO 法人数の推移でございます。「新しい公共」の議論が始まった平成 22 年 1 月時点では 111 法人でございましたけれども、右下にもありますが、平成 23 年、昨年 12 月時点で倍以上の 242 法人まで増えてきてございます。

6 ページ、税額控除の証明を受けた公益法人数の推移をグラフにしております。この証明を受けた公益法人数は平成 23 年 12 月時点で、右の赤い棒グラフでございますけれども、12 月の段階で 220 法人まで増えてきた状況でございます。7 ページに包括的に載せておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

7 ページには、その他の法人を含めまして税額控除の認定または証明を受けた法人数をまとめております。現在、把握できているデータにおきましては学校法人では 192 法人、社会福祉法人では 91 法人、更生保護法人につきましては 31 法人という形になっておるところでございます。

8 ページから 10 ページにおきましては、改正 NPO 法でありますとか、拡充されました寄附税制の円滑な制度運用に向けた取組みをまとめさせていただいております。

8 ページ、改正 NPO 法の施行条例につきましては、すべての都道府県、政令指定都市において、今年 3 月末までには制定される見込みになっている状況でございます。法令以外の取組みといたしましては、政府におきまして手引書、NPO 法人の会計基準、NPO 法人のポータルサイトを先ほども申し上げましたけれども、整備をしているところでございます、地方公共団体に対します説明会を併せて行わせていただいている状況でございます。

9 ページ、NPO 法人以外の法人に対する税額控除手続の整備状況でございます。証明の申請から確定申告までの手続フローを担当省庁ごとに作成いたしまして、ホームページで公表するという形をとらせていただいております。また、地方公共団体等の事務担当者に対しましては、この手続に関しますガイドラインを策定、提示したところでございます。

10 ページにおきましては、一般の方に対します普及啓発の取組み、そして法人向けの普及啓発の取組み状況を取りまとめさせていただいております。詳しくは大変恐縮でございますが、政府広報でありますとかホームページによる広報、そして説明会の開催等を行ってきたところがございますので、御確認を後ほどいただければと思います。

(3) 新しい公共支援事業といたしましては、12 ページ以降に記載をさせていただいております。各都道府県に基金を設置いたしまして、平成 23 年度、そして 24 年度の 2 年間で NPO 等の活動基盤整備でありますとか、NPO の地方公共団体あるいは企業等による協働を支援してきている状況でございます。昨年 12 月末の時点で予算の配分状況につきましては、次の 13 ページにグラフで記載をさせていただいているところでございます、ここいきますと約 4 割が NPO 等の活動基盤整備等に使われておりまして、約 5 割が NPO あるいは地方公共団体、企業等による協働の支援に配分されているという状況でございます。

14 ページにおきましては、進捗状況の 3 つ目の丸にもございますけれども、支援事業全体の進捗状況につきましては、事業費ベースで 51% が今、個々の事業に配分済みという形になっている状況でございます。

各事業の事例につきましては、①～⑥まで記載をさせていただいております。

15 ページにございますように、新しい公共支援事業による震災対応でございますが、平成 23 年度の補正予算におきましては岩手県、宮城県、福島県に対しまして、基金を合計 8.8 億円積増しさせていただいたところがございます。被災地の復興というものを効果的に支援していくという形で、8.8 億円の積増しを行わせていただいたわけでございますが、この 3 県以外の NPO であっても 3 県の被災地で支援を行う場合がありますとか、3 県から

の被災者、避難者を支援するといった場合においても、この予算の対象、事業の対象という形にさせていただいているところがございますので、こういった柔軟な運用で可能な制度になってきているということがございますので、是非御活用いただければと考えてございます。

資料の説明は以上でございます。政府といたしましては「新しい公共」円卓会議でありますとか、あるいは推進会議の御提案の実現に向けて、しっかりと引き続きフォローアップをしてまいりたいと考えておりますので、座長を始め、委員の先生方にも御協力、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○金子座長 ありがとうございます。若々しく新鮮な説明ありがとうございました。

ト書によりますと自由に御議論いただきたいと思っておりますと書いてあるんですけども、時間が全体として1時間しかない中で、今日は初めてなので全員の方からお話いただきたいので、お一人2分程度と書いていますが、程度を消しまして2分とさせていただきたいと思っております。またこれからもチャンスはございますので、最初は自己紹介も兼ねつつ一言、二言いただければと思っております。

今日は皆様からと思っておりますので、順番にお話をいただけるといいと思っております。この円卓会議も前の推進会議も、私は時間が過ぎたときに「なるほど、なるほど」と失礼に当たらないようにというか、非常に失礼な言い方なんですけれども、それでやめていただくということとさせていただきますので、どうぞそのようにお願いしたいと思っております。

それでは、太田さんの方から反時計回りでお願いできますでしょうか。よろしくお願い申し上げます。

○太田委員 公益法人協会理事長の太田でございます。今回からこの会議に参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。

要領がよくわからなかったものですから、ぶ厚い資料が資料5で配付されておまして、これを全部説明しますと2分どころか2時間かかりますので、いかにこれを料理するかというところなんですございますが、1ページ目だけちょっと説明させていただきたいと思っております。

検討課題というところがございますけれども、私どもといたしましては、この3つを是非この場におきまして検討していただくテーマとして、お加えいただければと思っております。

1つは公益法人制度改革3法が施行されまして既に3年経っておりますが、これにつきまして見直しの検討並びに必要な措置を講じていただきたい。これは平成18年の国会での審議のときも本法の附則にも出ておりますし、付帯決議も出ております。事実、いろいろ不具合があるところもございまして、是非これをお願いしたいと考えております。

2番目は税制でございますけれども、これは皆さん共通のお願いになるかと思っておりますが、税制を今度検討される場合には、今まではどちらかと言うとフローに重点が置かれておりますけれども、ストックにも十分配慮をしていただくということと、法人の寄附について

も十分配慮をしていただく。この2点を新しく追加してほしい。

そろそろ金子さんが「なるほど、なるほど」とうなずき始めておりますので、あと3番目で終わります。

民間公益活動を制限、委縮させる法令上の規制があれば、これを洗い出していきたい。これはいろんな方の目から見ればいろいろあるんだろうと思います。私のところから見ますと公益信託制度、貸金業法、保険業法、金融商品取引法といったところが、民間の自由な資金調達あるいは事業活動を制約、委縮させる1つの要因になっているのではないかと思いますので、これも併せてお願いをできればと思っております。

以上でございます。

○金子座長 ありがとうございます。

強制しても物事は動きませんが、自発的にすると大変うまくいくということで、ありがとうございます。

では、小澤さん、お願いいたします。

○小澤委員 赤羽消防団の小澤浩子と申します。

先ほども緊急地震速報が出まして、乗っていた地下鉄がストップして、とても不安な思いに駆られたんですが、今年の東日本大震災では水門閉鎖や、住民の方の避難誘導に当たられていた消防団員249名の方が犠牲になられています。改めて地域を守る組織として消防団がクローズアップされたところだと思います。

歴史的に見ますと町火消、江戸時代にまでさかのぼる大変伝統のある組織なんですけれども、この消防団も時代の流れの変遷とともに、大きく活動の内容を変えるように迫られている時代になっています。長く男性が担ってきた組織の中に女性の消防団員が次々に入団しまして、その活動の幅を広げているというのも新しい形の一端ではないかと思っています。

先ほど蓮舂大臣からも、若い子も、団塊の世代も、男性も女性もだれもが参加できる組織、活動というお話がありましたが、消防団も今、大きな課題を抱える中、新しい時代に対応して是非だれもが参加して、そして多くの国民の方にその存在を知っていただいて、活力を増していきたいと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

○金子座長 どうもありがとうございました。

それでは、北城さん、お願いします。

○北城委員 これまでの「新しい公共」の取組みの中で、寄附税制が整備されたというのは大変素晴らしいことだと思います。しかし、多くの国民に理解されない限り活用されませんので、これは総理とか蓮舂大臣の方から、こういう税制が整備されているので、これを活用して「新しい公共」を推進すべきというメッセージを出していただきたい。なかなか政府広報等で書いただけでは伝わりませんので、政治家の方々からも是非こういったことの周知徹底をお願いしたいと思います。

「新しい公共」の担い手として NPO に焦点が当たっており、これはこれで非常に大事なことです。ソーシャルビジネスの創出とか、被災地における企業と雇用の創出ということも大切です。社会的な問題を解決するのは必ずしも NPO とか公益法人だけではなく、新しい事業を起こして社会問題を解決するという人たちが出ているわけで、よく言われる社会起業家と言われる人たちにも注目すべきです。

この社会起業家を支援する仕組みというの、これから取り上げていただきたいと思えます。アメリカでは社会起業家がいろんな事業を起こして社会の問題を解決しています。社会起業家の場合には事業で取り組みますので持続可能な仕組みをつくる。自分たちで資金を調達する、あるいは運営ができるので、補助金に依存しないところもありますし、そこが仕事の場にもなります。この場には社会起業家を代表する方が余りいらっしやらないんですが、社会起業家を含めて事業を起こす人を支援するというのも「新しい公共」の大きな役割ではないかということで、そういうことを今後取り上げていただければと思っております。

○金子座長 ありがとうございます。

黒田さん、お願いします。

○黒田委員 一般財団法人 CSO ネットワークの黒田かをりと申します。よろしくお願いたします。前回の推進会議に引き続き、今回も参加をさせていただいております。

先ほど金子座長の方から石巻のお話がありましたけれども、私も去年の夏以降、特に福島の方に関わることが多いんですが、被災された地域で非常に大変な中、困難な中、さまざまな地域再生の取組みをされているんですけれども、そういった中においても「新しい公共」というものへの関心、注目が高まりつつあるのではないかと実感しております。

市民、農業に携わる方であるとか、お母さんとか、これまでは特に NPO とかそういったこととは関係なく、それぞれのことをされていた方たちが、こういった機会に組織化をしていくという動きも出ていますので、そういったことを後押しできるような仕組みを更に考えていけたらいいなと思っております。

今、北城委員がおっしゃったように、例えば農業者と企業の新しい連携であったりとか、事業化ということもぽこぽこ出てきていますので、そういったものも後押ししていけるとよいと思います。

松原委員が今日、御提出されている紙の中で、震災支援制度等ワーキンググループ、フォローアップの継続、再開ということを提案されていますが、私も同じ枠組みでなくてもいいかもしれませんが、震災のことにもずっと関わり続けていくという姿勢は非常に大事ですので、何らかの形での継続をお願いできればと思っております。

以上です。

○金子座長 ありがとうございます。

納谷さん、お願いします。

○納谷委員 明治大学の学長をしております納谷です。初めて参加させていただきます。

日本私立大学連盟の副会長をやっています、公財政の方も担当しております。その委員長をやっておる関係で、税制の関係についていろんな形でこちらにお願いしているところがたくさんあったと思いますが、そのことの関係で一度出て、いろんな話をしてみたらどうだろうかということで参加させていただくことになりました。

私立大学は皆さんご存知のように多様性を持っていますので、今度の東日本大震災もそうですが、いろんな意味で地域とのつながりの中でいろんな協力をさせていただきました。ある意味ではもともと公的な機能を持っていますけれども、こういう震災ではっきりしたことは、私学が地域とぴったり力を合わせて、地域を支えているということがはっきりしたわけですので、今回そういう角度からもう少し大学というもの、それから、大学だけではなくて幼稚園も含めて、教育制度がいわゆる公共を新しく担っていくんだということを再認識していただいて、議論を進めていただければ嬉しく思っております。

以上です。

○金子座長 ありがとうございます。

では、早瀬さん、お願いします。

○早瀬委員 大阪からまいりました早瀬と申します。

大阪ボランティア協会という団体の常務理事だとか、日本 NPO センターの副代表理事を務めておりますが、大阪ボランティア協会は社会福祉法人なんですけれども、昨年税額控除の寄附を受けられる指定をいただきました。今回の税制改正には大変感謝しております。

大阪からまいったんですが、大阪は今、大変元気のよい政治家の方が登場しまして話題を集めていますけれども、ただ、ちょっと私は「新しい公共」との関連で心配していることがあります、マスコミなどでは「橋下劇場第2幕」などという形で出てくるわけですが、これはまさに劇場で、有権者とか市民の関係で言えば我々は観客なんです。

本来は「新しい公共」というのは、市民が当事者なんだという意識でもって社会に関わっていくんだということを大切にしてきた。勿論、企業も当事者です。どちらかと言うと、大阪というのはもともとそういう市民が主体だという雰囲気強い町だったんですが、今は「決めるのは市長さんでしょう。私たちは観客で見たいましよう」という雰囲気になっていくのは余り良くない。別に彼らの政策を云々しているわけでは決してなくて、というよりは例えば教育だとか社会教育の中で、市民が主体的にさまざまな公共活動を創造していくことを前に出していくようなことがないと、すぐこういう状況になってしまう。これはどちらかと言うとマスコミがそういうふうに扱うものですから問題なのですが。勿論、政治の分野は政治の分野で頑張っていただかないといけないんですけども、市民も当事者なんだという意識を広げていくことも、どこかで議論していくのが必要かなと思います。

以上でございます。

○金子座長 ありがとうございます。

藤岡さん、お願いします。

○藤岡委員 こんにちは。名簿で下から3番目の藤岡喜美子と申します。

私はここにあります市民フォーラム 21・NPO センターと、公益社団法人日本サードセクター経営者協会の事務局長を務めておりますけれども、自らは地方自治体全体の婦人会長であるとか、ボーイスカウトの活動であるとか、ボランティアサークルをたくさんつくってきているもので、新しい3番目のセクターの経営者の立場からお話をさせていただきたいといつも思っております。

今回、被災地の社会的起業家の方の支援もしておりますけれども、その方たちとお話をしていると、被災の後には現地には優しい心があって、強い意志があるということを非常に感じています。現地の方たちは私たち東北の人が、あなたたちほかの地域の人よりもきっと日本中で一番強い市民になるとおっしゃって見えていました。

そんな中で今回、3つだけお願いしたいとことがあります。

1つは今、分断されている法人形態をできるだけ法制度にしる税制にしる、一体的に見直していただきたいということ。

寄附に関しましては、私たち担い手の経営力が大事だと思っています。

非常に恐縮ですが、自治体と政府の皆様も進めていただきたいというところ です。

以上です。

○金子座長 ありがとうございます。古い公共の方もということですね。

それでは、松原さん、お願いします。

○松原委員 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会の松原と申します。よろしくお 願いします。

私は「新しい公共」推進会議、前はワーキンググループの主査として入っておりましたが、今回委員として加えさせていただいてありがとうございます。

私の方から資料6ということで要望を書かせていただいております。それを見ていただ きたいんですが、大きく分けて2点あります。

シーズ・市民活動を支える制度をつくる会はNPO法、認定NPO法人制度を議員の皆様と 一緒に、政府の皆様と一緒につくってきた団体でございますが、おとし、去年の「新しい 公共」推進会議におきましては、とりわけ震災後、震災支援制度等ワーキンググループ というものをつくっていただきまして、震災の被災地における「新しい公共」の在り方、 また、バックアップする制度を検討するワーキンググループをつくらせて、これを続けて 去年6月に提案させていただきました。

その後、被災地におきましてはいろいろと新しい状況が生まれてきています。今、言いま したようにNPOだけではなくて任意団体、それから、大きな公益法人、学校法人、消防 団等、新しい関係性ができていますし、そこになかなか支援の手が届きにくいという声も 上がってきていますので、是非このワーキンググループを再開させていただいて、しっか りと被災地支援を「新しい公共」の視点から続けていくんだという決意をアピールして仕 事をしていきたいと思っています。

もう一点は皆様から先ほど出ています寄附税制の新たな推進ということで、この会議で議論していくことは非常に重要だと思っておりますけれども、しっかりとワーキンググループをつくって、制度でございますので、細かい点を詰めながら実際に何が実現可能かということ、それを新しいいろんな担い手が出ている中で、新しい制度としてもう一度検討していく。具体的な詰めができるような場を是非つくっていただければとお願いして、この2点を是非御検討いただければと思います。ありがとうございました。

○金子座長 ありがとうございました。

最後に山田さんから、お願いいたします。

○山田委員 初めて出席をいたします。全国社会福祉協議会の事務局長をしております山田と申します。

社会福祉協議会という組織は都道府県、指定都市、市町村、全国に約1,900ぐらいございますけれども、全国のネットワークの中でさまざまな活動を展開しております。

具体的には地域社会づくり、コミュニティづくり、あるいはボランティア活動の振興、更には具体的な福祉サービス、特に在宅関係のサービスの展開ということで、この間、事業を実施してまいりました。

全国の社会福祉協議会自体の組織は、昭和26年の当時の社会福祉事業法の制定から始まっていますので、既に60年の歴史のある組織であります。

私ども全社協は市町村、都道府県との関係以外に全国の分野別の社会福祉施設の全国組織の業務だとか、あるいは民生委員、児童委員さんの全国組織の業務だとか、そういうことも実施しておるところでございます。

今回の震災では特に被災地の災害ボランティアセンターの立上げ支援ということで、全国から延べ3万2,000人以上の社協の仲間が運営支援ということで被災地の社協に入ったわけでございます。ボランティアということでは年末までに約90万人の方々が活動しているということでもありますけれども、私どものボランティアセンター以外のところでの活動もありますので、数字的にはもっと多いただろうと思っています。

また、震災では御承知のように社会福祉施設の職員、利用者の方々が大変犠牲になりましたので、そういう被災した施設の支援。民生委員の方も被災3県で50人以上の方が死亡、行方不明という状況でございました。その活動の支援ということで取り組んでまいったところでもあります。

この会議では特にさまざまな法人制度、法人格があるわけでありましてけれども、私ども社会福祉法人で言えば、社会福祉事業を行う特別法人ということで存在しておるわけですが、さまざまな法人がともに協力、協働して今後とも発展をしていく。そんな方法、手立てをこれから考えていくという会議になればありがたいなと思っております。

以上であります。

○金子座長 ありがとうございました。

今日は順番にお話をいただきましたけれども、次回からもどんどん手を挙げていただけ

ればと思います。御協力ありがとうございました。

一通り意見をいただいたんですけれども、本日は民主党の「新しい公共」推進会議の方から3名の方がいらっしゃっております。もし何かお考えがございましたら、この機会に御表明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○松井議長代行 機会をいただきありがとうございます。民主党の「新しい公共」推進会議の議長代行をいたしております、松井孝治と申します。

今日3名は党から出席させていただいていますが、それぞれが政府でこの会議に関わってきたメンバーでございますので、政府と運輸大臣始め、副大臣政務官も含めて党の会議にも御出席いただいて、ともに議論をさせていただいておりますので、これからも一緒にやっていきたいと思っております。

その中で私どもの方からは今日、資料7というものを配付させていただきました。今日、会議が設定されましたので役員会で議論をしまして、その前にも総会で議論をいたしましたが、ポイントだけ申し上げますと、要はこれは最初に座長からもお話がありましたが、新しい公共と言うとNPO支援だと思っておられる方が多いんですけれども、もともと私は発足当初から関わっておりますが、NPO支援というよりは公共の担い手というのは当然中央の官が一番中核というか、古くからある、近代国家における公共の担い手なわけですが、地域の自治体あるいは今日も御出席の学校、社会福祉法人、公益法人であるとか、当然その中でNPOも含めて公共の担い手というのは非常に幅広くて、先ほど北城委員からもお話があったように企業や個人に至るまで今、公共の担い手になっている。そこの関係を新しく定義づけして連携関係を強めていこう。要するに中央の官だけが公共を全部独占的に担うという時代ではなくて、そこをいかに連携していくかというのがこの趣旨だったと思うんです。

そういう意味で私どもとしては税制、市民公益税制を更に普及促進をするとともに、ここに書かせていただいたような、その本当に要件がこれでいいのか。具体的には補遺というところに税制の話は書かせていただきましたが、先ほどあったような法人税の損金算入というのは、指定寄附も含めて従来のものはありますけれども、市民公益税制の一環としてはまだとらえられていない。あるいはここに参加されている団体間で公益認定の在り方が違う、これをどうするか等々いろんな議論があります。

細かい話かもしれませんが、先ほど納谷先生ともお話をさせていただきましたけれども、私学に対して税額控除が認められましたが、入学時前後半年の寄附というのは税額控除の対象になっていません。これは大蔵省の通達時代からの話で、例えばそういう細かいけれども、割と大事な話が結構残っています。それは松原委員や先ほど太田委員からも御指摘があったところでございます。そういうところをきちんと解決していく。

更に大事なことは、先ほどお話がありましたけれども、中央省庁の在り方も含めて「新しい公共」の担い手が出てくる際の中央省庁の人事、例えば人事交流、官民交流というのはありますが、公共の担い手間での交流というのは制度的にはほとんどないんです。そ

ういうものをどうしていくかとか、あるいはこういう NPO の方々や「新しい公共」の担い手の方々がいらっしゃるといふ前提で、中央省庁の機能を官の規模を肥大化させることなくどうやって高めていくか。それは例えば辻元さんがやられましたけれども、震災後のボランティア連携室で、民間のボランティアと中央省庁のいろんな情報発信とか情報提供体制、協力体制をどう整えるかということも実際にやられている事例があるので、そういうものをどう制度化して、官の世界自身も「新しい公共」の時代に機能をどう高めていくかということも含めて、是非御議論いただきたいと思います。

私の方からは以上ですが、辻元副議長や逢坂事務局長、もし補足があつて座長からお許しただけければ、一言ずつ御発言をしていただければと思います。

○辻元副議長 「新しい公共」推進会議、民主党の方の副議長の辻元です。どうぞよろしくお願いします。

今の補足で、早口に2点申し上げたいと思います。

1つは都道府県、市町村との連携ということで、これは東日本大震災の折も官と民の連携をスムーズにいった自治体はよかったわけです。なかなか最初は連携がうまくいかなかったところ、一緒にテーブル、同じテーブルをもって議論を始めたところもどんどん出てきています。

これは被災地だけではなくて全国の都道府県、市町村。例えば先日、石巻の市長さんからお電話をいただいて、今日も南相馬の市長さんからお電話をいただいて、最初はなかなか御理解いただいているのかわからなかったんですが、ボランティアとか NPO とか本当にいろんな人に来てもらって、なしではやっていけない。だからこれから頑張りますというように連絡をいただいたり、これは被災地だけではなくてあらゆる自治体、ですから1つは全国の知事会や市町村会と、この推進会議との意見交換をやった方がいいのではないかと。と言いますのも、党のプロジェクトで今、全国回るというのを松原さんと協力しながら民主党の方でやっているんですが、まだ市町村まで御理解いただけていない。市民がというよりも県や市町村に御理解いただけていないところがあるんです。でも、住民に近いところは自治体ですので、そういう連携が1つ。

もう一つ、今日は明治大学から来ていただけていますけれども、先日、提言型政策仕分けで大学改革や研究開発、日本はここを伸ばしていかなければいけない。国から補助金で有効な研究もしていただけています。寄附を集めて緊張感を持っていい研究をするという意味においては、学校法人への税額控除はこういう言葉をおっしゃいました。静かな革命だとおっしゃったんです。それぐらいの日本の質を転換していく。これから伸びていくための起爆剤になったという御発言もありましたので、そういう分野における「新しい公共」との連携も積極的にやった方がいいなと思います。

以上です。

○金子座長 逢坂さん、一言ございますか。

○逢坂事務局長 では一言だけ。

先ほど北城委員から、まだPRが十分ではない、周知が十分ではないという話がありました。私も全国を今、回らせていただいております、そのことを痛感いたしておりますが、その際に新しい寄附税制ができましたということだけを言うのではなくて、「新しい公共」の概念といたしまししょうか、一体どういう考え方に基づいてこれをやろうとしているのかというところを丁寧に説明する。それを共有できさえすれば、あと具体的な制度や仕組みは活用しようというふうに入っていくんだらうと思いますので、「新しい公共」の概念整理をしっかりとっておくべきだというのが1つであります。

2つ目は、そうは言うもののやはり人間は具体性がなければだめですので、具体的な実践をやっていくために、先ほど辻元さんがいみじくもおっしゃいました自治体との連携というのは、まさに必要だなと思っております。

以上です。

○金子座長 ありがとうございます。

総理の方から御意見をいただきたいと思っておりますけれども、その前に一人、二人、1分ぐらいはお話する時間がございしますが、今のお話を踏まえていかがでしょうか。何か御意見ある方お願いいたします。

○太田委員 逢坂先生もおっしゃいましたように、まだ税制が十分理解されていないということはそうなのですが、現場で市民は混乱していると思うんです。というのは、今回非常に複雑な税制でございまして、ある法人は寄附金控除だけ、ある法人は税額控除、ある法人は大震災の寄附で認められている、認められたときの時期も違いますから、いつの部分は寄附金の控除になるのかとか、非常に複雑な確定申告をすることになりまして、私も説明をするのに苦慮しているんです。

公益法人協会に寄附をされた方に対する説明は非常に簡単に済むわけです。だけれども、それだけでいいというわけではなくて、ほかにもいろいろ寄附されていますから、やはり全体を含めてきちんとした説明をしなければいけない。大変今回は混乱するのではないかと思っておりますので、その点からも是非PRをしていただくことは必要だと思います。

○金子座長 もう一方、30秒。

○納谷委員 辻元さんとか皆さんがおっしゃられたように、やはり「新しい公共」という概念はこの内閣も民主党も大切な理念なので、ここをしっかりと概念づけをして国民に理解をしていただくことが必要だと思います。

そういうときにNPOは勿論大切ですがけれども、今までの組織体との関係をきちんと整理しながら、「新しい公共」というのはどういうものかというのをわかるように説明する。そういうことの場合になっていただければ嬉しく思っています。

○金子座長 ありがとうございます。

今日は短い時間でございましたけれども、いろいろ建設的な意見をいただいております。また次から具体的にしたいと思っております。

そろそろ時間も近づいてまいりましたけれども、野田総理の方からごあいさつをいただ

ければと思います。

プレスの入室をお願いいたします。

(プレス入室)

○金子座長 それでは、野田総理の方からごあいさつをいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○野田内閣総理大臣 本日から「新しい公共」推進会議が再始動することとなりました。新たにメンバーに加わっていただいた方も含めまして、今日お集まりをいただいた皆様に心から御礼を申し上げたいと思います。

この「新しい公共」という考え方を私なりに解釈をいたしますと、市民と協働しながら行政サービスを変えていくというところに意義があるんだろうと思います。その意味では市民が主役、民が主の民主党らしさのいっぱい詰まったコンセプトだと思います。

先鞭をつけていただいたのは鳩山元総理、そのたすきを受けたのが菅前総理です。私もしっかりバトンを受け継いでいきたいと思います。

先ほど来お話を伺っておりましたけれども、特に今回、東日本大震災の被災地において、被災者の皆様の心のケアであるとか、あるいは仮設住宅における見守りの支援であるとか、さまざまな活動をされている多くの団体が出てまいりました。

制度の整備もまだ改善の余地がいっぱいあるとは思いますが、制度整備とともに、いよいよ本格的な実行の段階が来ているのではないかと思います。

実行を力強く推進するための制度の改善。この両方の観点をしっかり持ちながら、現場感覚を一番持っていらっしゃる皆様方でございますので、これからも積極的な御提起をいただければ大変ありがたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

(プレス退室)

○金子座長 この時間中に一言申し上げますと、総理がおっしゃったとおりで、制度だけでは何もできないけれども、実行だけでもできないので、実行してみながら規制改革担当大臣もここにおられますので、その辺をきれいにして、わかりやすい制度ができてくれればいいと思います。

本日は新しいメンバーで、第1回の「新しい公共」推進会議のたすきが3人目のランナーに渡っておりますので、当然、明治大学に聞きますと大分躍進されると思います。

お世辞ではないですけれども、今日は本当に短い時間でしたが、大変いろいろなヒントになる御意見をいただけたと思います。

ただ、時間が非常に短いので、これから蓮舫大臣とも相談しながらですけれども、今までですとインフォーマルミーティングみたいなものを何回かやったことがあります。公邸に呼んでいただいたことも1回ございまして、別に強制するわけではないですけれども、ポロシャツか何か着たり、そういう野田総理も見たいなと思ったりします。あと、居酒屋もありました。これは勿論、自分で払っております。

先ほど松原さんの方から御意見がございましたワーキンググループも、そのまま続けるかどうか大臣とこれから相談したいと思っておりますけれども、ワーキンググループもつくって、ここだけでは議論できないものもやっていきたいと思っておりますので、何か御意見がありましたら私ないし事務局の方にどんどんと言っていただいて、太田さんのようにたくさんぶ厚いのも、読むのが大変かなと思ったら非常に勉強になりましたので、どんどん言っていただきたいと思っております。

蓮舫大臣の方から今日は何か。

○蓮舫大臣 大丈夫です。貴重な意見、引き続きよろしくお願ひします。

○金子座長 わかりました。

まだ少し時間がございますけれども、どなたでも言い足りないことございますでしょうか。

それでは、副大臣の方から、時間がございせんが、何かございましたら。

○黄川田総務副大臣 先ほど逢坂委員からお話のとおり、うちの方は地方6団体ということで行政の1つの柱なんですけれども、皆さんと協力的にやっていかなければいけないし、私も法案の中で公共サービス基本法を原口元大臣とともにつくった経緯もありますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○森文科副大臣 文部科学省でございます。

私どもの方は先ほどからお話がございますように、学校ということで教育の部分は1つの公共ということで、大変関係が深い省だと思っておりますので、できましたらオブザーバーではなくて正委員に加えていただければ、もっといいなというふうに思いつつお話を伺っております。

学校からのまちづくり、学校からの町の再生ということでも、文部科学省は更に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○牧厚労副大臣 厚生労働省からまいりました牧でございますけれども、こちらに座っている立場というのは、恐らく意見を言う立場ではなくて、社会福祉協議会等々、所管の部分もありますので、その御意見を踏まえて施策に生かすという理解でここに座っておりますが、マイクを持たせていただきました。ありがとうございます。

同時に、新しい公共が雇用の受け皿にもなるということにも大きな期待を寄せているということだけ、今日は申し上げさせていただきたいと思っております。

以上です。

○金子座長 ありがとうございます。

所管の官庁の監督ではなくて、どんどん当てますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

今日は大変短い時間でございましたけれども、皆さんに御協力をいただきました。第1回スタートできました。

正直言って、今日は第1回ですので退屈な会議になるかなと思いましたが、かなり建設的なというか、これからいろいろと検討しなければいけない議論も端々に出てきました。これを基に今後運輸大臣、そのほか政務官の方、事務局などとも相談しながら、今後どのように進めて行ったらいいかということも含めて、先ほどのインフォーマルミーティングも含めて、これから皆さん方と相談しながらやっていきたいと思っております。

次回の日程等につきましては事務局の方からまたお伝えいたしますので、これで本日は閉会とさせていただきます。今日は御苦勞様でした。ありがとうございました。